

電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)を併せて行っている場合の 所得金額計算書

記 載 要 領

この所得金額計算書は、電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)を併せて行っている法人で、宮崎県内に主たる事務所又は事業所を有するものが、確定申告書又は修正申告書を提出する場合に、各事業の課税標準を明らかにするため、申告書に添付してください。

また、法人税法施行規則様式別表四(写)・貸借対照表・損益計算書を併せて添付してください。

なお、原則として、電気供給業とその他の事業の各事業部門それぞれの課税標準額及び税額を算定する必要があります。この場合において、各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当な基準によってあん分し、各事業の収入金額、所得金額を算定してください。

ただし、例外として、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なもの(※)であり、従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業に対する課税方式によって、課税標準額、税額を算定して差し支えありません。

※軽微なものとは、一般に、従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものとされています。

《 注意事項 》

- 「法第72条の2第1項第1号に掲げる所得等課税事業」(以下「1号事業」という。)、
「電気供給業のうち法第72条の2第1項第2号に掲げる事業(以下「2号事業」という。)、
「電気供給業のうち法第72条の2第1項第3号に掲げる小売電気事業等及び発電事業等(以下、「3号事業」という。))に区分して記載し、区分することが困難である場合は、「共通」欄に記載してください。
○1号事業と2号事業又は3号事業を併せて行う法人の場合は、計算書(その1)を使用してください。
○1号事業、2号事業及び3号事業を併せて行う法人の場合は、計算書(その2)を使用してください。
- 科目は、電気事業会計規則(昭和40年6月15日通商産業省令第57号)別表1に基づき記載してください。
- 本社の全体的経費(管理部門経費、役員報酬、利息等)は通常共通の経費として扱いますので、「共通」欄に記載してください。
- 法人税申告書別表四の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分してください。
- 「電気事業営業費用」、「営業外収益」、「営業外費用」、「税務加算」及び「税務減算」について記載項目が不足する場合は、欄を追加してください。(数式にご注意ください)
なお、記載項目が多い場合は、その内訳書を作成し添付いただいてもさしつかえありません。
- 「共通のあん分」欄は、売上金額等最も妥当と認められる基準によって算定するため、当該計算書は、「営業収益A」欄(法人税での修正申告において、売上金額の税務加減算があった場合などは、その額を含む。)による「あん分率」によって算定した金額を記載してください。この場合、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が、損益計算書上で売上高の項目に計上されていない場合には(例:営業外収益の項目に計上されている等)、当該金額も「営業収益A」欄に計上してあん分計算をおこなってください。
なお、売上金額以外の「あん分率」を用いる際は、そのあん分率の算定方法と算定に用いた数値が確認できる資料を添付してください。
- 「あん分率」は、小数点以下第8位まで算出し、第9位以下は切り捨ててください。



電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の所得金額計算書(その1)

αあん分率 (営業収益 による按分)	ア+ウ-オ	
	ア+イ+ウ+エ-オ-カ	

単位:円

法人名	事業年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	法人 番号	単位:円			
							科目	総額	所得等課税事業(1号事業)	
		区分されている	共通のあん分① (③×αあん分率)	区分されている	共通のあん分② (③-①)					
営業収益(A)		ア			イ					
電気事業営業収益										
電気事業雑収益										
附帯事業営業収益										
その他の事業営業収益										
営業費用(B)										
電気事業営業費用										
附帯事業営業費用										
その他の事業営業費用										
営業利益(C(A-B))										
営業外収益(D)										
営業外費用(E)										
経常利益(F(G+D-E))										
特別利益(G)										
特別損失(H)										
税引前当期利益(I(F+G-H))										
法人税及び法人住民税(J)										
当期純利益(K(I-J))										
法人税務加算(L)										
法人税務減算(M)										
法人税所得(N(K+L-M))										
事業税加算(O)										
事業税減算(P)										
仮計(Q(N+O-P))		①	②	③	④					
共通のあん分後の所得金額 ⇒各事業に係る第6号様式別表 5の⑩「仮計」欄へ記載ください。		所得等課税事業(①+②)		電気供給業(③+④)						

税務加算(L)のうち売上金額に係る税務加算金額	ウ	エ
税務減算(M)のうち売上金額に係る税務減算金額	オ	カ

- ※ セルのセルは数式が入っています。
- ※ 「共通のあん分①(③×αあん分率)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- ※ この計算書は、「営業収益A欄」によって共通費のあん分計算を行っていますので、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が、損益計算書上で売上高の項目に計上されていない場合には(例:営業外収益の項目に計上されている等)、当該金額も「営業収益A」欄に計上してあん分計算をおこなってください。

電気供給業とその他の事業を併せて行っている場合の所得金額計算書(その2)

α あん分率 (営業収益による 按分)	ア+エ-キ ア+イ+ウ+エ+オ+カ-キ-ク-ケ	
β あん分率 (営業収益による 按分)	イ+オ-ク ア+イ+ウ+エ+オ+カ-キ-ク-ケ	

単位:円

法人名	事業 年度	令和 令和	年 年	月 月	日から 日まで	法人 番号	所得等課税事業(1号事業)				電気供給業(2号事業)		電気供給業(3号事業)		共通④
							区分されている	共通のあん分① (④×αあん分率)	区分されている	共通のあん分② (④×βあん分率)	区分されている	共通のあん分③ (④-①-②)			
科目	総額	区分されている		共通のあん分① (④×αあん分率)		区分されている		共通のあん分② (④×βあん分率)		区分されている		共通のあん分③ (④-①-②)			
営業収益(A)		ア				イ				ウ					
電気事業営業収益															
電気事業雑収益															
附帯事業営業収益															
その他の事業 営業収益															
営業費用(B)															
電気事業営業費用															
附帯事業営業費用															
その他の事業 営業費用															
営業利益(C(A-B))															
営業外収益(D)															
営業外費用(E)															
経常利益(F(C+D-E))															
特別利益(G)															
特別損失(H)															
税引前当期利益(I(F+G-H))															
法人税及び法人住民税(J)															
当期純利益(K(I-J))															
法人税務加算(L)															
法人税務減算(M)															
法人税所得(N(K+L-M))															
事業税加算(O)															
事業税減算(P)															
仮計(Q(N+O-P))		①	②	③	④	⑤	⑥								
共通の配分後の所得金額 ⇒各事業に係る第6号様式別表 6の⑩「仮計」欄へ記載ください。		所得等課税事業(①+②)		電気供給業(2号事業)(③+④)		電気供給業(3号事業)(⑤+⑥)									

税務加算(L)のうち売上金額に係る税務加算金額	エ	オ	カ
税務減算(M)のうち売上金額に係る税務減算金額	キ	ク	ケ

- ※ [セル]は数式が入っています。
- ※ 「共通のあん分①(④×αあん分率)」及び「共通のあん分②(④×βあん分率)」欄に記載すべき金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- ※ この計算書は、「営業収益A欄」によって共通費のあん分計算を行っていますので、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が、損益計算書上で売上高の項目に計上されていない場合には(例:営業外収益の項目に計上されている等)、当該金額も「営業収益A」欄に計上してあん分計算をおこなってください。